

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和六年一二月二五日法律第七二号)

一、提案理由 (令和六年一二月一日・衆議院内閣委員会)

○平国務大臣 十二月六日に本委員会において所信的挨拶を述べさせていただきましたが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案については、その内容に鑑みて、緊急性が高いことから、所信的挨拶に対する質疑に先立ち、御審議をお願いするものでございます。

つきましては、これらの法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まずは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

これは、本年八月八日の人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、令和六年度の給与改定のため、全ての俸給表の俸給月額について、初任給を始め若年層に特に重点を置きながら引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合については、年間〇・〇五月分ずつ引き上げること等としております。

第二に、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、俸給及び地域手当、通勤手当等の諸手当にわたり、給与制度を整備することとしております。

このほか、寒冷地手当法等について必要な改正を行うとともに、施行期日、この法律の施行に関して必要な経過措置等について規定をしております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いをいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和六年一二月一二日)

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員について、俸給月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、扶養手当、地域手当、寒冷地手当の改定等を行うものです。

…………… (略) ……………

三法律案は、去る十二月十日本委員会に付託され、翌十一日平国務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、順次採決しましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、国家公務員の育児休業

等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。

三、参議院内閣委員長報告（令和六年一二月一七日）

○和田政宗君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告に鑑み、俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに諸手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、世代間の給与配分に対する人事院の認識、能力・実績に基づく人事管理の徹底、地域手当の見直しの在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組の大島委員より一般職給与法等改正案及び特別職給与法等改正案に反対、国家公務員育児休業法改正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、一般職給与法等改正案及び特別職給与法等改正案は多数をもって、国家公務員育児休業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。